

# 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

## 要旨と解説

### 前文

川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。

また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。

このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していこうとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。

そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。

一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。

このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。

国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。

さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。

これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。

### 【要 旨】

本市の中小企業や小規模企業は、市内のものづくりやサービスを支え、地域の経済や雇用に重要な役割を果たすとともに、賑わいのある安全安心な地域コミュニティにとっても不可欠な役割

を担っており、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」は、このような一生懸命に努力している市内中小企業を後押しし、応援することを目的とするもので、中小企業の大切さや重要性を踏まえ、本市として中小企業を支援する姿勢の明確化を図るものです。

### 【解 説】

- 1、「中小企業の活性化」とは、中小企業自らの発展を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化されて事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域経済の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいいます。
- 2、「成長戦略」とは、中小企業の発展に向けて総合的かつ計画的に推進する政策や取組を意味し、条文の内容が、中小企業の活性化に向けて、中小企業者の成長発展や事業の持続的発展を促す体系を具体化するものとなっています。
- 3、「イノベーション」とは、新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していこうとする取組であり、これは、社会環境の変化に柔軟に対応し、課題を乗り越えてきた中小企業者の取組を広く捉えた概念です。市内には、産業を支える中小企業が多数立地し、事業者間連携を網の目のように創り上げ、各々の事業者が改善の努力を重ねるとともに、多くの事業者間の連携等による経営資源の相互補完が行われ、それらが基盤となり、新たな産業価値を生み出す力（イノベーション力）につながっているとと言えます。

### 【参 考】

#### ★「中小企業基本法」

(基本理念)

第3条第1項「…独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」

(地方公共団体の責務)

第6条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

(中小企業者の努力等)

第7条「中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。」

#### ★「小規模企業振興基本法」

(地方公共団体の責務)

第7条「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

(小規模企業者の努力等)

第8条「小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、

自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。」

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【要 旨】

第1条は、この条例の目的を規定しています。この条例の目的は、中小企業の活性化に関し、(1)基本理念を定めること、(2)市、中小企業者、関係団体等及び市民の責務を明らかにすること、(3)施策の基本となる事項を定めることです。

【解 説】

1、上記の(1)～(3)を定めることにより、中小企業の活性化を総合的(各施策を一体として)かつ計画的(市長が定める計画に基づいて)に推進し、中小企業の活性化が成し遂げられることによって、川崎市の市内経済の発展と市民生活の向上がもたらされることをこの条例の最終的な目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。
- (5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。

【要 旨】

第2条は、必要な定義を規定しています。この条例で必要となる定義として、「中小企業者」「大企業者」「大学等」「金融機関」「関係団体等」(中小企業に関する団体を含む。)をおいています。

## 【解説】

- 1、この条例の対象となる「中小企業者」は、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、市内に事務所や事業所を有する会社及び個人です。
- 2、「中小企業に関する団体」とは、中小企業基本法第7条第2項の「中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体」をいい、商工会議所など中小企業を支援するための組織をいいます（中小企業庁編『新中小企業基本法』では、「主に中小企業組合、中央会、商工会、商工会議所を想定しているが、その他の中小企業を支援するための組織も当然含まれる」としています。）市内では、川崎商工会議所、川崎市工業団体連合会、川崎市商店街連合会、川崎市産業振興財団、地域経済の活性化を目的とするNPO法人などが該当します。

## 【参考】

### ★「中小企業基本法」第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）抜粋

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

#### （基本理念）

第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- （1）中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- （2）国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。
- （3）市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。

## 【要旨】

第3条は、中小企業の活性化の基本的な考え方（基本理念）を規定しています。基本理念は、この条例全体を貫く原則であり、市、中小企業、関係団体等は、この原則にのっとりその役割等を果たすものです。

中小企業活性化の総合的かつ計画的な推進というこの条例の目的を図るため、(1)その中心となる中小企業者が自らの経営の改善や向上を図る自主的な取組を行うことを基本に据え、その取組が促進される環境づくりとして、(2)中小企業者を取り巻く、地域の活性化が促進されること、(3)

市、国、神奈川県等の関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携により推進されることを挙げています。この(1)、(2)、(3)を基本的な考え方（基本理念）として、この条例の取組を推進し、中小企業者の自主的な取組をみんなが応援する好循環を生み出し、中小企業の活性化の推進を目指すものです。

### 【解 説】

- 1、中小企業の活性化の前提として、中小企業者の経営改善・向上に向けた自主的な取組が必要であり、その取組を促進することによって中小企業の活性化を推進することを明らかにしたものです。これは、中小企業基本法第3条に規定されているとおり、中小企業は「多様な事業分野において特色ある事業活動」を行っており、その多様性に価値が見出されるので、画一的、強制的なアプローチではなく、中小企業者の自主的な取組をサポートする柔軟なアプローチが有効であるという考え方に基づくものです。中小企業基本法、神奈川県条例をはじめ、他都市の条例も同様の規定を持っています。
- 2、「国内及び海外からの投資」とは、広く市内外から新たな資本、技術、人材を受け入れることで、川崎市の経済を活性化することを意味します。
- 3、「地域の活性化」とは、地域の魅力を向上させ、新しい住民や企業を増やすこと及び住民や企業の交流がより活発になされるようになることを意味します。
- 4、中小企業は地域に密着した事業を行っており、その活性化は地域の活性化につながります。また、地域が活性化すれば、その地域にある中小企業も活性化します。中小企業の活性化と地域の活性化は相乗効果を有しているため、中小企業の活性化は地域の活性化が促進されるよう推進していくべきことを規定しているものです。
- 5、中小企業の活性化は、第1号に規定したとおり、中小企業者の自主的な取組が促進されることを基本としており、個々の中小企業者が必要とする支援は様々であり、市だけが支援するのでは効果は限定的です。国、神奈川県、市、中小企業者、大企業者、中小企業に関する団体、大学等、金融機関及び市民がそれぞれ有する人材、資源等を活かして、中小企業の活性化のために連携して取り組むことを、この条例の基本理念として掲げているものです。

#### （市の責務）

第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。

3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。

### 【要 旨】

第4条は、市の責務を規定しています。この条例における市の責務は、中小企業者の自主性や

取組を尊重する中で、中小企業者の経営の改善に向けた努力等を応援していく本市の姿勢を明確化し、施策を総合的に策定し実施することにより、中小企業者の新事業創出等の取組を促進するとともに、経営面での課題や不足しがちな経営資源等について、必要な支援を実施し、中小企業の活性化を推進するものです。また、これらの市の取組は、国や神奈川県等の関係機関との役割分担を図り、効果的・効率的に推進するとともに、中小企業支援に必要な関係団体等との連携などをコーディネートしていくことにより、この条例の目的である中小企業の活性化を推進するものです。

### 【解 説】

- 1、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進するためには、市が施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する必要があるため、規定しています。具体的には、「かわさき産業振興プラン」（計画期間開始：平成28年4月）に基づいて、中小企業の活性化に関する施策を総合的に実施するものです。
- 2、市の実施する施策は、中小企業の活性化のための施策を総合的に策定したものであり、その実施に当たり国、神奈川県、中小企業者、関係団体等と協力することで、中小企業の活性化の取組が実効性のあるものとなるよう規定しているものです。

#### （中小企業者の役割）

第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。

3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【要 旨】

第5条は、中小企業者の役割を規定しています。中小企業者は、時代や社会状況の変化に対応するなかで、自ら経営の改善等を図ることに努める役割を担い、その取組をみんなで応援するものです。中小企業者の自主性を尊重しつつ、周りの応援も得ることにより、地域経済の発展と豊かさの創出、その成果を社会のみんなが享受できる関係づくりを目指すものです。

### 【解 説】

- 1、中小企業者の経営の改善や向上のためには、その経営判断に基づき、中小企業に関する団体との情報交流を図るなど積極的な連携に努めることが、自身の活性化に繋がるものであり、そのような取組についても、中小企業の活性化に必要な取組として位置付けています。
- 2、市が実施する中小企業の活性化に関する施策が効果的に実施されるためには、施策の対象となる中小企業者の協力が不可欠であることから、中小企業者の努力義務として規定しています。

(中小企業に関する団体の役割)

第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。

2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。

3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【要 旨】**

第6条は、中小企業に関する団体の役割を規定しています。中小企業に関する団体としては、川崎商工会議所や川崎市工業団体連合会、川崎市商店街連合会、公益財団法人川崎市産業振興財団、地域経済の活性化を目的とするNPO法人などを想定しており、それらの中小企業の活性化を目的とする団体においては、中小企業者の経営の改善や向上を図る取組が積極的に推進されることを期待するものです。

**【解 説】**

1、第5条第2項で中小企業者に対して、第7条第2項で大企業者に対して、それぞれ中小企業に関する団体との連携に努めるものと規定しており、中小企業に関する団体はこれに応じて連携しやすい環境づくりに努めるものとしています。

2、市の実施する中小企業の活性化に関する施策は、関係団体等との役割分担を踏まえ、連携して実施するものが多く、中小企業に関する団体などの関係団体等との協力関係は必要不可欠です。また、中小企業を会員とする商工会議所、商店街連合会などの協力を得ることによって、効果的な施策の実施が可能となることから、市の施策に協力するよう努めるものと規定しています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。

**【要 旨】**

第7条は、大企業者の役割を規定しています。大企業者において、中小企業に関する団体との交流など、積極的な連携に努めることが、中小企業の経営の改善及び向上に寄与することから、中小企業に関する団体との多様な形での連携を期待するものです。

### 【解 説】

1、市の実施する施策は、中小企業の活性化のための施策を総合的に策定したものであり、大企業者の協力を得ることにより、中小企業の活性化の取組が実効性のあるものとなることから規定しているものです。

#### (大学等の役割)

第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【要 旨】

第8条は、大学等の役割を規定しています。大学や研究開発機関が高度な技術的な知識等を有し、また教育機関としての人材の育成にも取り組む立場にあることから、大学等の事業の推進において、中小企業との協力関係を生み出すことにより、中小企業の製品開発等の取組が促進されることを期待するものです。

### 【解 説】

1、「人材の育成」は、産学連携で中小企業者のパートナーとなる高度な技術を持つ人材の育成を想定しています。また、「研究及びその成果の普及」は、大学等における研究の成果を中小企業者との産学連携等で活用することを想定しているものです。

#### (金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【要 旨】

第9条は、金融機関の役割を規定しています。中小企業の活性化において金融機関は大きな役割を果たしていることから、役割規定を置いているものです。

もともと、融資等の業務に関しては、金融機関の経営判断の独立性の確保が求められることから、本来業務に関して直接に努力規定を設けるものではなく、貸付・相談等の金融機関の本来業務を通じた、市の実施する施策への協力を期待するものです。

### 【解 説】

1、市、川崎市産業振興財団等では、中小企業者の経営に関する相談及び助言を行っており、これらの取組においても、金融機関との連携等により、効果的な施策の推進が図られることなどを想定しているものです。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。

【要 旨】

第10条は、市民の役割を規定しています。市民においては、中小企業が地域経済を支え、市民生活にとっても重要な役割を担っていることを理解してもらうことが大切なことから規定しているものです。

【解 説】

1、中小企業の活性化は市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するものであり、市民が中小企業の活性化の意義を理解し、身近な例では商店街での買い物など中小企業の活性化に協力するよう努めることを規定しているものです。

(産業の振興に関する計画)

第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標

(2) 中小企業の活性化に関する基本的施策

(3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。

3 第1項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。

【要 旨】

第11条は、産業の振興に関する計画に定めるべき事項を規定しています。本市では、産業の振興に関する計画として、「かわさき産業振興プラン」(計画期間開始：平成28年4月)を策定しています。「かわさき産業振興プラン」は、第12条以下で規定する中小企業活性化施策の基本方針を踏まえ、それらの方針を実効性あるものとするための実施計画として位置づけています。そのため、具体的な施策について、「かわさき産業振興プラン」への反映を行っています。

【解 説】

1、第12条以下で規定している施策内容を行政における計画に盛り込んでいくことを明確化し、これを受けて、新総合計画とも整合する「かわさき産業振興プラン」を策定し、その中で施策の具体化を図っています。また、そのような施策の実施においては、国、神奈川県、中小企業者、

関係団体等との連携を行い、中小企業の活性化を推進するものです。

**(創業、経営の革新等の促進)**

第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- (1) 創業しやすい環境の整備
- (2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供
- (3) 中小企業者の技術の向上に関する支援
- (4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援

**【要 旨】**

第12条は、市が創業等を促進する施策の推進を図ることを規定しています。中小企業の活性化のための市の施策のうち、新たに中小企業者として起業する創業や、既存の中小企業者が行う新たな事業展開等について必要な支援を行うことを規定しているものです。

**【解 説】**

- 1、「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、新たな経営管理方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます（「中小企業基本法」第2条第2項）。
- 2、具体的な施策として、起業家育成支援施設（インキュベーション施設）の整備、「かわさき起業家オーディション」等の開催、創業に必要なとなる資金の融資、「川崎ものづくりブランド」認定事業等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から創業、経営の革新等を促進するものです。

**(連携の促進)**

第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源（中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。）に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

**【要 旨】**

第13条は、市が企業間の経営資源に係る連携の促進に必要な施策の推進を図ることを規定しています。市内には、さまざまな企業の集積が進んでおり、企業が有する高度な技術を持った人材、特許等の知的財産その他の経営資源を中小企業者が活用することによって、新技術・新製品の開発や経営の改善・向上の取組に向けた連携を促進するものです。

### 【解 説】

- 1、「知的財産」は、知的財産基本法第2条第1項にいう知的財産で、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいいます。
- 2、具体的な施策として、知的財産交流会等を行うことにより、中小企業の新たな事業展開を支援します。

#### （研究及び開発の支援）

第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

### 【要 旨】

第14条は、産産連携・産学連携による研究開発の支援に関して規定しています。第13条の経営資源に係る連携とも密接に関係しますが、研究開発に必要な資源が豊富な大企業、大学等と連携して行う研究、製品開発は、中小企業者の新技術、新製品開発にとって重要なことから規定しているものです。

### 【解 説】

- 1、具体的な施策として、産学マッチング、産学共同研究開発プロジェクト補助等を行うことにより、中小企業における新たな製品等の研究・開発に向けた取組を促進します。

#### （経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮）

第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

（1）経営資源の確保に関する相談

（2）中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の事情を考慮するものとする。

### 【要 旨】

第15条は、市が経営基盤の強化に資する施策の推進を図ることを規定しています。中小企業者の経営基盤の強化を図るため、市は、経営資源の確保に資する施策の実施や信用保証協会の保

証による制度融資等の資金の供給の円滑化を図るよう努めることを規定しているものです。

### 【解 説】

- 1、「経営基盤」とは、「経営」（継続的・計画的に事業を遂行すること）の「基盤」（物事を支えるよりどころ）をいいます。
- 2、「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます（中小企業基本法第2条第4項）。
- 3、中小企業者は、その規模が小さいため経営資源の確保が困難な場合があることから、経営資源の確保の支援を行うこととしています。また、市の中小企業活性化施策は、小規模企業者を対象としていますが、例えば、小規模企業者に対して支援制度を紹介する際には、円滑な申請手続きができるように配慮するなど、人手等が不足しがちな小規模企業者の事情を考慮することにより、よりきめ細かに支援を行っていくことを規定しているものです。
- 4、「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいいます（中小企業基本法第2条第5項）。

### 【参 考】

#### ★「中小企業基本法」

（小規模企業に対する中小企業施策の方針）

第8条3号「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。」

#### （地域の活性化の促進）

第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- （1）地域の特性を活かした新たな事業の創出の支援
- （2）地域における経済活動の拠点の形成の促進

### 【要 旨】

第16条は、市が地域の活性化を促進する施策の推進を図ることを規定しています。中小企業の活性化と地域の活性化は、相互に寄与するものであり、それらを踏まえて、地域の特性を活かした事業化や商店街の活性化等を図ることにより、中小企業の活性化と地域の活性化の両面の取組を推進するものです。

### 【解 説】

- 1、「地域の特性を活かした新たな事業」とは、広く企業、大学、市民等が行う地域の特性を活か

した新たな事業を意味し、具体的な施策としては、マイコンシティでの企業立地、キングスカイフロントなどイノベーション拠点の形成、商店街魅力アップ支援事業等を想定しています。

**(人材の確保及び育成)**

**第17条** 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

- (1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援
- (2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供

**【要 旨】**

第17条は、市が中小企業者の人材の確保及び育成のための施策の推進を図ることを規定しています。人材の確保は中小企業者にとって重要な課題であることから、国、神奈川県等との役割分担を踏まえて、市として必要な支援を行うよう努めることを規定しているものです。

**【解 説】**

- 1、就業支援によって、採用を希望する中小企業者と就職を希望する求職者の橋渡しを行い、中小企業者が必要とする人材の確保を支援します。具体的な施策としては、キャリアサポートかわさきで行う就業マッチング事業等です。
- 2、将来の中小企業の活性化を担う青少年に、その職業体験の機会を提供し、中小企業が地域経済を支えていることなどについての知識や経験を深めてもらい、中小企業の活性化を担う人材の育成に寄与する取組を行うことを規定しているものです。

**(海外市場の開拓等の促進)**

**第18条** 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

**【要 旨】**

第18条は、市が中小企業者の海外市場の開拓等を促進する施策の推進を図ることを規定しています。少子化等の影響により、国内市場が縮小傾向にある一方で、経済の国際化が進展し、中小企業において、アジアを中心に海外への販路開拓等のニーズが高まっていることから、中小企業者が海外市場を開拓するために必要となる情報等の提供や相談等に対応する施策を行っていくものです。

**【解 説】**

- 1、中小企業の海外における事業展開については、JETRO等、国や神奈川県、関係団体等も

支援を行っており、市もそれらの取組と連携を図るとともに、それらの関係機関と中小企業者との間を取りもつこと等により、丁寧で行き届いた支援を実施します。具体的な施策として、川崎市海外ビジネス支援センター（KOB S）における情報提供、相談などを行っています。

**（受注機会の増大等）**

第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。

3 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。

**【要 旨】**

第19条は、市が中小企業者の受注又は参入の機会の増大等を図るよう努めることを規定しています。現在の川崎市契約条例において、「市内中小企業の受注機会の増大を図ること」を規定していることを踏まえ、中小企業活性化を図る基本条例である本条例において、施策として規定しているものです。

**【解 説】**

1、川崎市契約条例第4条第4号で「予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること」が契約に関する基本方針として規定されています。今回の条例では、契約条例の規定と矛盾が生じないように、契約条例の基本理念に合致する形で、具体的な施策として規定しているものです。

2、「分離・分割」については、スケールメリット等の経済性を阻害しない場合は、その採用を積極的に検討することが望ましいことから、「適正に分離・分割」とするとした上で、規定しているものです。

3、「地域貢献」については、経済性に配慮するとともに、公正な競争や契約の適正な履行の確保を前提として、災害時の実働実績などの社会貢献の取組の状況を評価することにより、総合的に優れた内容の契約となるよう取組を進めるもので、総合評価落札方式において災害対応等評価項目（「アシストかわさき」）の導入等を行っています。

4、指定管理者制度については、公の施設管理を安定的に行うことを前提として、中小企業者の

参入機会の増大に努力することを規定しているものです。

### 【参 考】

#### ★「川崎市契約条例」

(施策の基本方針)

第4条 契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき策定され、及び実施されるものとする。

(4) 予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。

(施策における考慮)

第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。

### 【要 旨】

第20条は、市が行う他の施策について、中小企業の活性化に及ぼす影響に考慮するよう努めることを規定しているものです。

### 【解 説】

1、施策の立案及び実施においては、市民、事業者等への影響について全体的に調査検討し、特定の者に不合理な結果とならないように配慮すべきことは当然のことですが、施策全体において中小企業者に良い効果をもたらすような工夫等について取り組むべきことを確認的に規定しているものです。

(調査及び研究)

第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

### 【要 旨】

第21条は、中小企業活性化施策の実施において、市が必要な情報の収集及び調査研究を行うことを規定しているものです。

### 【解 説】

1、中小企業の活性化に関する施策を効果的に推進するためには、アンケート調査等により市内の経済状況、産業の状況等を的確に把握する必要があることから、本市として必要な情報の収集及び調査研究に取り組むことを定め、中小企業活性化施策の効果的な推進を図るものです。

(施策の検証等)

第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

【要 旨】

第22条は、施策の実施状況を検証し、その結果を適切に施策に反映するよう努めることを規定しています。条例に基づく施策のPDCAを推進し、継続的に施策の改善を図っていくために、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて実施状況を検証し、検討結果を、適切に施策に反映するよう努めることを規定しているものです。

【解 説】

- 1、「川崎市産業振興協議会」の所掌事務は、「産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。」(川崎市附属機関設置条例)です。
- 2、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を審議するため、川崎市産業振興協議会に専門部会を設置します。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【要 旨】

第23条は、各事業年度ごとに、施策の実施状況と取りまとめ、公表することを規定しているものです。

【解 説】

- 1、HP等により、施策の実施状況を、広く市民、事業者等に公表していきます。

(財政上の措置)

第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【要 旨】

第24条は、市が中小企業の活性化を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しているものです。

**【解 説】**

- 1、「財政上の措置」は、当該年度の財政状況等を勘案する必要があるとともに、他の事業とのバランスを考慮した上で講ずる必要があることから、努めるものと規定しています。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。